

第一類 第四号

第二回國會 司法委員會會議錄 第九号

昭和二十三年四月五日(月曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 石川金次郎君 井伊 誠一君

池谷 信一君 石井 繁丸君

中村 又一君 八並 達雄君

山下 春江君 吉田 安君

北浦圭太郎君 花村 四郎君

明禮輝三郎君 大島 多藏君

出席政府委員

訟務長官 奥野 健一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敏三君

専門調査員 小本 貞一君

四月二日

行政代執行法案(内閣提出)(第三号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第三三三号)

行政事件訴訟特例法案(内閣提出)

(第三四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

民事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第三三三号)

行政事件訴訟特例法案(内閣提出)

(第三四号)

○井伊委員長代理 會議を開きます。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

及び行政事件訴訟特例法案の両案を一

括議題として政府の説明を願います。

奥野政府委員。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部を次に改正する。

第一章 地方裁判所の訴

第一節 訴手續

第一節 訴訟準備

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第一節 訴訟人

第二章 審理及裁判手續

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

第一節 審理

裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其

ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方

裁判所カ決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ

合議體ニ於テ之ヲ爲ス

第四十三條中「監督權アル判事」を

「監督權アル裁判官」に改める。

第四十四條 本節ノ規定ハ裁判所書

記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ

裁判ハ書記所屬ノ裁判所ノ之ヲ爲シ

簡易裁判所ノ書記ノ回避ノ許可ハ

其ノ裁判所ノ裁判所法第三十七條

ニ規定スル裁判官之ヲ爲ス

第五十條中「妻」を削り、「保佐

人ノ同意、夫ノ許可又ハ親族會ノ

同意」を「保佐人又ハ後見監督人ノ

同意」に改める。

第七十九條第一項中「區裁判所」を

「簡易裁判所」に改める。

第一百十四條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ口頭辯論ヲ經ス

シテ訴ヲ却下スルコトキハ裁判所ハ

判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス

第一百四十條に次の一項を加える。

第一項ノ規定ハ當事者カ口頭辯論

ノ期日ニ出席セザル場合ニ之ヲ準

用ス但シ口頭辯論期日ニ出席セザ

ル當事者カ公示送達ニ依リ呼出ヲ

受ケタルモノナルコトキハ此ノ限ニ

在ラス

第一百四十三條中「其ノ席次ニ從ヒ

順次」を削る。

第一百五十一條第二項中「關係者ハ」

を削り、同項を第三項とし、同條第

二項を第四項とし、同條第一項及び

同

同

同

同

第二項として、次の二項を加える。

何人モ訴訟記録ノ閱覽ヲ裁判所書

記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記

録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障

アルコトキハ此ノ限ニ在ラス

公開ヲ禁止シタル口頭辯論ニ係ル

訴訟記録ニ付テハ當事者及利害關

係ヲ疏明シタル第三者ニ限リ前項

ノ規定ニ依リ請求ヲ爲スコトヲ得

第六十一條第二項中「區裁判所」

を「地方裁判所」に改める。

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

第六十七條 削除

裁判所ハ其ノ言渡後一週間内ニ限リ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變更スル爲メ付尙辯論ヲ爲ス必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經シシテ之ヲ爲ス
前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於テハ公示送達ニ依ル場合ヲ除ク外呼出狀ヲ送達ヲ受クヘキ者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場所ニ宛テ發シタル時ニ於テ其ノ送達アリタルモノト看做ス

第二百七條に次の一項を加える。
第二百七條ノ二 判決以外ノ裁判ハ判事補單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得

第二編中「第一章 地方裁判所ノ訟手續」を「第一章 訴」に、「第二節 辯論ノ準備」を「第二章 辯論及其ノ準備」に改める。
第二百四十九條 裁判所ハ訴訟ニ付合議體ニ於テ審理ヲ爲ス場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ受命裁判官ニ依リ訴訟ノ全部若ハ一部又ハ或等點ノミニ付口頭辯論ノ準備手續ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得

第二編中「第三節 證據」を「第二章 證據」に改める。
第二百六十一條 削除
第二百六十五條第一項中「部員」を「合議體ノ構成員」に、「區裁判所」を「地方裁判所若ハ簡易裁判所」に、同

條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。
第二百六十九條中「五百圓」を「千圓」に改める。
第二編中「第二款 證人訊問」を「第二節 證人訊問」に改める。

第二百七十三條 内閣總理大臣其ノ他ノ國務大臣又ハ其ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ内閣ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス
第二百七十四條中「貴族院若ハ衆議院」を「衆議院若ハ參議院」に改める。

第二百七十七條 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス
第二百八十條第一号中「證人ノ家ノ戸主但シ親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ」を「證人ト此等ノ親族關係アリタル者」に改める。

第二百八十四條 證言拒絶ヲ理由トシタル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第二百九十三條 第二百八十二條乃至第二百八十四條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス
第二百九十八條及び第二百九十九

條を削り、第二百九十四條を第二百九十六條とし、以下第二百九十七條まで順次二條ずつ繰り下げる。
第二百九十四條 證人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ爲シタル當事者先ツ之ヲ訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當事者之ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ當事者ノ訊問ノ終リタル後證人ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ自ラ訊問シ又ハ當事者ノ訊問ヲ許スコトヲ得
當事者ノ訊問カ既ニ爲シタル訊問ト重複スルトキ、争點ニ關係セキ事項ニ互ルトキ其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制限スルコトヲ得
陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ證人ヲ訊問スルコトヲ得
第二百九十五條 當事者ハ前條ノ規定ニ依リ訊問ノ許否又ハ制限ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス
第二百九十八條第一項を「第二百九十五條」に改める。
第二編中「第三款 鑑定」を「第三節 鑑定」に改める。
第三百一十條第一項中「本款」を「本節」に改める。
第二編中「第四款 審證」を「第四節 審證」に改める。
第三百十八條、第三百二十八條第二項及び第三百三十一條第一項中「五百圓」を「千圓」に改める。
第三百三十二條中「本款」を「本節」に改める。
第二編中「第五款 檢證」を「第五

節 檢證」に改める。
第三百三十五條第二項中「五百圓」を「千圓」に改める。
第二編中「第六款 當事者訊問」を「第六節 當事者訊問」に改める。
第三百三十九條第一項中「五百圓」を「千圓」に改める。

第三百四十二條中「第二百九十五條及第二百九十七條乃至」を「第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十七條、第二百九十九條及」に、「本款」を「本節」に改める。
第二編中「第七款 證據保全」を「第七節 證據保全」に改める。
第三百四十三條中「本章」を「本章」に改める。
第三百四十四條中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。
第二編第三章第七節中「第三百五十一條」の次に次の一條を加える。

第三百五十一條ノ二 證據保全ノ手續ニ於テ訊問シタル證人ニ付當事者カ口頭辯論ニ於ケル訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス
第二編中「第二章 區裁判所ノ訴訟手續」を「第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續」に改める。
第三百五十二條 簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス
第三百五十五條第一項及び第三百五十六條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。
第三百五十六條ノ二 期日ニ於ケル呼出ハ第五百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ期日ニ出頭セサル當事者、證人又ハ鑑定人ニ對シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ歸スルコトヲ得ス
第三百五十八條 第三百三十八條ノ規定ハ原告又ハ被告カ口頭辯論續行ノ期日ニ出頭セズ又ハ出頭スルモ本案ノ辯論ヲ爲サル場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十八條ノ二 調書ハ當事者ニ異議アル場合ヲ除クノ外裁判官ノ許可アルトキハ之ニ記載スヘキ事項ヲ省略スルコトヲ得
前項ノ規定ハ口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守並和解、認諾、拋棄、取下及自白ニ付テハ之ヲ適用セス
第三百五十八條ノ三 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代ヘ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得
第三百五十八條ノ四 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ和解ヲ試ミルニ付司法委員ヲ補助シテ爲サシメ又ハ司法委員ヲシテ審理ニ立会ハシメ事件ニ付其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得
第三百五十八條ノ五 司法委員ノ員數ハ各事件ニ付一人以上トス
司法委員ハ毎年豫メ地方裁判所ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス
前項ノ規定ニ依リ選任セラルル者ノ資格、員數其ノ他同項ノ選任ニ關シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム
第三百五十八條ノ六 司法委員ニ對シテハ最高裁判所ノ定ムル額ノ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

呼出ハ第五百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ

呼出ハ第五百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ

<p>第三百六十條第二項を削り、同條第三項中「第二項」を「前項」に改め、同條第一項を次のように改める。</p> <p>控訴ハ地方裁判所カ第一審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ終局判決後當事者雙方共ニ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三百七十八條中「第一章」の下に「乃至第三章」を加える。</p> <p>第三百八十三條に次の二項を加える。</p> <p>第四百十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第三百八十四條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依リ控訴ヲ棄却スル場合ニ於テ控訴人カ訴訟ノ完結ヲ遲延セシムル目的ノミヲ以テ控訴ヲ提起シタルモノト認ムルトキハ控訴裁判所ハ之ニ對シテ控訴狀ニ貼用スベキ印紙金額ノ十倍以下ノ金銭ノ納付ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>前項ノ裁判ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス</p> <p>第一項ノ裁判ハ本案判決ヲ變更スル判決ノ言渡ニ因リ其ノ効力ヲ失フ</p> <p>上告裁判所ハ上告ヲ棄却スル場合ニ於テモ第一項ノ裁判ヲ變更スルコトヲ得</p> <p>第三百九十三條 上告ハ高等裁判所カ第二審又ハ第一審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ高等裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得</p>	<p>第三百六十條第一項但書ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、簡易裁判所ノ判決ニ對シテハ高等裁判所ニ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得</p> <p>第四百六條ノ二 高等裁判所カ上告裁判所タル場合ニ於テ最高裁判所ノ定ムル事由アルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ最高裁判所ニ移送スルコトヲ要ス</p> <p>第四百八條第二号中「通常裁判所」を「裁判所」に改める。</p> <p>第三編第三章中第四百九條の次に次の二條を加える。</p> <p>第四百九條ノ二 高等裁判所カ上告審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ更ニ上告ヲ爲スコトヲ得</p> <p>第四百九條ノ三 前條ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限り第二審又ハ第一審ノ終局判決ニ對スル上告ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百三條中原判決トアルハ之ヲ地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決トス</p> <p>第四百九條ノ四 上告裁判所ノ判決ニ對シテハ其ノ判決カ法令ニ違背スルコトヲ理由トスル場合ニ限り其ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得</p> <p>第四百九條ノ五 異議ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス但シ其ノ期間前申立タル異議ノ効力ヲ妨ケス前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス</p>	<p>第四百九條ノ六 異議ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ要ス</p> <p>異議ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得</p> <p>第四百九條ノ二 第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第四百十二條第三項中「大審院」を「最高裁判所」又ハ「高等裁判所」に改める。</p> <p>第三編第三章中第四百十九條の次に次の二條を加える。</p> <p>第四百十九條ノ二 不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ對シテハ其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所カ爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ抗告ヲ爲スコトヲ得</p> <p>前項ノ抗告ノ提起期間ハ五日トス</p> <p>前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス</p> <p>第四百十九條ノ三 前條ノ抗告及之ニ關スル訴訟手續ニハ第四百十八條第二項ノ規定ヲ準用スルノ外其ノ性質ニ反セサル限り第四百九條ノ二ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス</p> <p>第四百三十一條、第四百四十一條及第四百四十二條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。</p> <p>第四百九十八條中「附屬」を「異議」に改め、「上訴」の下に「第四百九條ノ二」上告ヲ除ク」を加える。</p> <p>第五百條第一項中「再審」を「第四百九條ノ二」上告ノ提起アルトキ又ハ「再審」に改める。</p> <p>第五百十三條第一項中「簡易裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p>	<p>第五百十四條第二項中「區裁判所」又ハ「簡易裁判所」を削る。</p> <p>第五百二十七條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第五百三十條 削除</p> <p>第五百三十一條第二項中「區裁判所書記」を「地方裁判所書記」に改める。</p> <p>第五百三十六條第二項後段を削る。</p> <p>第五百三十七條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。</p> <p>第五百四十三條第一項及び第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第五百四十九條第三項後段を削る。</p> <p>第五百五十三條 削除</p> <p>第五百五十六條 削除</p> <p>第五百六十六條中「第五百五十八條」を「第五百二十九條、第五百三十一條乃至第五百五十二條、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及第五百五十八條」に改める。</p> <p>第五百六十一條第三項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。</p> <p>第五百六十一條ノ二 中「過料ノ裁判」の下に「及ヒ第三百八十四條ノ二第一項ノ裁判」を加える。</p> <p>第五百六十二條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第五百七十條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改め、「文武」を削る。</p> <p>第五百九十五條第一項及び第六百十六條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第六百十八條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改め、「文武」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。</p>	<p>第三及ヒ第四 削除</p> <p>同條第二項を次のように改める。</p> <p>第一號、第五號及第六號ニ掲ケル收入ニ付テハ一ノ年間ニ受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限り之ヲ差押フルコトヲ得但シ差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫ノ状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一ニ達スルマテ之ヲ差押フルコトヲ得</p> <p>第六百十八條ノ二 第五百七十條ノ二ノ規定ハ前條第二項本文ノ規定ニ依リ差押ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第六百二十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第六百二十九條第二項中「裁判所書記」を「裁判所」に改める。</p> <p>第六百三十五條 異議ヲ申立タル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄ス</p> <p>第六百四十一條第一項、第七百十八條、第七百二十五條及び第七百二十六條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第七百三十二條第三項中「家族」を「同居ノ親族」に改める。</p> <p>第七百三十九條並び第七百六十一條第一項及び第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。</p> <p>第七百六十四條第二項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。</p> <p>第七百九十九條第二項中「ノ書記」を削る。</p> <p>第八百五條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。</p> <p>附則</p> <p>第一條 この法律は、昭和二十三年</p>
--	--	---	---	---

七月十五日から、これを施行する。

第二條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいい、旧法とは、従前の民事訴訟法をいう。

第三條、新法は、特別の定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

第四條 新法第七十九條第一項但書及び第二項の規定は、地方裁判所が裁判所法施行令第三條第一項の規定に基いて従前の例によれば裁判所の権限に属する事件を取り扱う場合にこれを適用する。

第五條 新法施行前に旧法によつて過料に処すべき行為をした者で新法施行の際まだその裁判を受けていないものは、旧法により処罰する。

第六條 東京高等裁判所が裁判所法施行令第四條の規定により裁判権を有する事件についてした終局判決については、新法第三百九十三條の規定は、これを適用しない。

前項の終局判決については、新法第四百九條ノ二及び第四百九條ノ三の規定を準用する。

第七條 昭和二十年法律第四十六号の一部を次のように改正する。
附則第二項中、「第五條」を削る。

行政事件訴訟特例法案
行政事件訴訟特例法

第二條 行政廳の違法な処分を取消

又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。

第二條 行政廳の違法な処分を取消又は変更を求めた訴は、その処分に対し法令の規定により訴訟のできる場合には、訴訟の判決を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴訟の判決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその今正当な事由があるときは、訴訟の判決を経ないで、訴を提起することができ

第三條 前條の訴は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、処分をした行政廳を被告としてこれを提起しなければならない。

第四條 第二條の訴は被告である行政廳の所在地の裁判所の専屬管轄とする。

第五條 第二條の訴は、処分のあつたことを知つた日から六箇月以内、これを提起しなければならない。

前項の期間は、これを不変期間とする。

処分の日から一年を経過したときは、第二條の訴を提起することができない。但し、正当な事由に因りこの期間内に訴を提起することができなかつたことを陳明したときは、この限りでない。

第一項及び前項の期間は、処分につき訴訟の判決を経た場合には、訴訟の判決のあつたことを知つた日又は訴訟の判決の日から、これを起算する。

第一項及び第三項の規定は、他の法律に特別の定のある場合には、これを適用しない。

第六條 第二條の訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求（以下関連請求といふ）に係る訴に限り、これを併合することができる。

第二條の訴の第一審裁判所が高等裁判所である場合において、前項の規定による訴の併合をするには、関連請求に係る訴の被告の同意を得なければならない。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、訴の併合に同意したものとみなす。

第七條 第二條の訴において、原告は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係属中被告を変更することができる。但し、原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

前項の規定により被告を変更したときは、期間の遵守については、あらたな被告に対する訴は、最初に訴を提起した時にこれを提起したものと同みなす。

第一項の規定により被告を変更したときは、従前の被告に対しては、訴の取下があつたものとみなす。

第八條 裁判所は、必要と認めるときは、職権で決定を以て、訴訟の結果について利害関係のある行政廳その他の第三者を訴訟に参加させることができる。

裁判所は、前項の決定をするには、当事者及び第三者の意見を聴かなければならない。

第九條 裁判所は、公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、職権で証拠調をすることができる。但し、その証拠調の結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

第十條 第二條の訴の提起は、処分の執行を停止しない。

第二條の訴の提起があつた場合において、処分の執行に因り生ずべき償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立に因り又は職権で、決定を以て、処分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。

前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならない。

第二項の決定は、口頭弁論を経ないでこれをすることができ、但し、予め当事者の意見を聴かなければならない。

第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。

行政廳の処分については、仮処分に関する民事訴訟法の規定は、これを適用しない。

第十一條 第二條の訴の提起があつた場合において、一切の事情を考慮して、処分を取り消し、又は変更することが公共の福祉に適合し

ないとき認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。

第十二條 確定判決は、その事件について関係の行政廳を拘束する。

附則
この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

この法律は、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、民事訴訟法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

昭和二十二年三月一日前に制定された法律は、第五條第五項の規定の適用については、これを同條同項の他の法律でないものとみなす。

この法律施行前から進行を始めた昭和二十二年法律第七十五号第八條但書の期間については、なお、同法を適用する。

○奥野政府委員 ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。
裁判所法の施行により、裁判機構に著しい改革がもたらされましたので、「日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律」を制定して、日本國憲法及び裁判所法の施行上必要やむを得ない部分に限り、民事訴訟法に対する應急的措置を講じたのであります。この應急的措置に関する法律は、本年七月十五日を以てその効力を失いますので、この際、現行民事訴訟法に所要の改正を加え、新しい裁判機構のもとにおける訴訟手続の進行を円滑にし、國民の権利保護に遺憾なきを期せうとするのが、本改正法律案

の趣旨であります。

なお、民事訴訟法につきましては、廣範圍にわたり、最高裁判所の定める民事訴訟規則との調整をはかる等、根本的に検討すべきものがありますので、鋭意研究を続けていくのであります。諸種の事情のため、いまだこれを立法化するの域に達しておりませんので、民事訴訟法の根本的な改正はこれを他に譲り、本改正法律案においては、右の應急的措置に関する法律の失効に伴い、必要な最小限度の改正を主眼とし、併せて、新しい裁判機構のもとにおける民事訴訟制度の運営上適当と考えられる一、二の新しい制度をも取り入れることとして、その立案をいたした次第であります。

以下本改正法律案の要点を御説明いたしますと、まず第一は、日本國憲法、裁判所法及び民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要な條文の整理をしたこととあります。たとえば、軍人軍属に関する特別規定を削除し、「区裁判所」を「簡易裁判所」または「地方裁判所」に改め、「家族」を「同居の親族」に改めたもの等で、本改正案中の大部分は、この部類に属するものであります。

第二は、裁判所法により、地方裁判所の審理及び裁判についても單獨制が認められましたので、これに伴い、必要な規定を設けたこととあります。たとえば、地方裁判所の單獨の裁判官の除斥忌避に関する第三十九條の規定、準備手続に関する第二百四十九條の規定がそれであり、

第三は、証拠調について、當事者の権利と責任とを拡張し、直接審理の建前をさらに押し進めたこととあります。

す。すなわち民事訴訟の性格に鑑み、職権による証拠調を廃止するとともに、証人、鑑定人に対する當事者の尋問権を適当に拡張し、かつ裁判官の更送のあつた場合、及び証拠保全手続において証人等を尋問した場合について、直接審理の建前に添う規定を設けたのであります。

第四は、正当な理由がなくて出頭しない証人等に対する制裁を強化したこととあります。裁判所から証人または鑑定人として出頭を命ぜられた者が、正当な理由がないにもかかわらず、これに應じないことは、單に當事者の不利を招くといふに止まらず、裁判所の命令を無視するものとして、また訴訟遅延の原因となるものとして、裁判所の機能の運営に重大な悪影響を及ぼすのでありますので、これらに対しては従来より金額を増額した過料を以て臨むほか、新たに場合によつては拘留、科料の刑罰をも科し得ることとしたのであります。

第五は、簡易裁判所の訴訟手続に関する特別を設けたこととあります。すなわち簡易裁判所における審理及び裁判につきまして、場合により、調書に記載すべき事項を省略し得ることとし、及び口頭弁論期日に出席しない當事者の提出した書面の記載事項を陳述したものとみなす場合を拡張したと等、簡易な手続により迅速に紛争を解決するための適当な規定を設けたのであります。第三百五十二條以下數條の規定が、これであり、

第六は、上訴の制度について、新しい裁判機構に即應する規定を設けたこととあります。日本國憲法及び裁判所法の施行によ

り、従来の制度と比べ、特に大きい変更を見るに至つたのは、最高裁判所の機能であります。これは、すでに御承知の通りであります。この大きい変更に即應するために、裁判所法におきまして、簡易裁判所の事件に対する上告は、高等裁判所の権限に属するものと定められましたが、さらに上訴一般につきまして、不必要ないしは不当な目的を以てする上訴を能う限り防止し、上訴審理裁判所、殊に最高裁判所の負担の軽減をはかる必要があると考えられますので、本改正案におきましては、第三百八十四條ノ二により、事件の完結の遅延のみを目的とする上訴の防止をはかり、同時に、第九百九十三條ノ二において、裁判に対する信頼を高め、かつ不必要な上訴を防止するため、明らかに法令に違背した判決は裁判所のみからこれを變更し得ることとしたのであります。

しかして、かように不当または不必要な上訴の防止をはかり、最も最高裁判所を違憲の判断に関する終審裁判所とする日本國憲法第八十一條の精神に鑑み、いやくも、法律、命令、規則または処分等の立憲性が争われる場合には、たとえそれが簡易裁判所の事件であり、また不服申立の方ではない決定、命令であり、また常にその点につき最高裁判所の判断を受け得ることとした。本改正案第三百九十三條以下第五百條までが、この新しい上訴制度に関する規定であります。

第七は、民事訴訟の全般にわたり、訴訟または強制執行の關係人の権利の伸張または利益の保護を全からしめるため必要な規定を設けたこととあります。

す。たとえば、口頭弁論を経ずして訴を却下する場合に関する第六百十四條、債権の差押に関する第六百十八條第二項及び第六百十八條ノ二の規定等がそれであり、上告裁判所の判決に對しても、その裁判所に異議の申立をすることができるとした第四百九條ノ二以下の規定も、この部類にはいるものといふことができるのであります。

最後に第八は、以上の改正に伴い必要な経過規定を設けたこととあります。附則に掲げた諸規定がそれであり、まして、改正法律施行の前後にわたる事件については、手続法としての性質上、原則として新しい規定によることを建前としたはりましたが、他面當事者の利益をさかのぼつて奪う結果にならないように必要な配慮をいたしております。

以上を以て民事訴訟法の一部を改正する法律案の概要の御説明を申し上げた次第であります。次に行政事件訴訟特例法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

日本國憲法及び裁判所法の施行により、従来行政裁判所が取扱つておりました行政職の違法は処分の取消または變更にかかると訴訟その他公法上の権利關係に関する訴訟は、すべて裁判所の管轄するところとなり、民事訴訟法の定める手続によつて審理裁判されることになりましたが、この種の事件は、公法上の権利關係に関する争を内容とするものでありますから、民事事件とはその趣を異にし、その裁判は、直接公共の福祉に重大な關係を有するものでありますため、若干の点について、民

事事件とは別個な取扱をする必要があり存するのであります。この行政事件の特質に鑑み、このたび民事訴訟法の一部を改正いたします機会に、行政事件の訴訟について必要な特例を設け、この種事件の適正な処理をはからうとするのが、この法律案を提案する趣旨であります。

以下この法案の要点を御説明いたしますと、まず第一は、行政職の違法な処分の取消または變更を求める訴を提起するには、その前提として訴願を経なければならないものとしたこととあります。違法は行政処分に対しては、まず訴願による救済を求め、行政職に処分を匡正する機会を與へることが、訴願制度を認める趣旨に適合し、またそれが迅速に行われる限り、國民のためにも便宜であると考えられますので、法令上訴願の途が開かれていた場合には、原則として、訴願の裁決を経た後でなければ、訴を提起することができないものとした。第二は右の訴の被告及び土地管轄を定めたこととあります。この訴は行政処分の適法性を争うものでありますから、従来の行政訴訟におけると同様に、直接処分をした行政職を被告とすることが、裁判の適正と迅速を期する上に適当であると考え、その旨の規定を設けました。またこの種の訴については、専ら管轄の制度を採用し、事件につき審理の円滑を期するとともに、訴訟の取扱が区々にわたることのないように、万全の措置を講じました。

第三は行政職の違法な処分の取消または變更を求める訴について出訴期間を定めたこととあります。行政処分

は、処分を受けた者のみでなく、公共の利害にも関係することが深いから、これを長く未確定の特態におくことは避けなければならないので、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律第八條と同じく、この期間を、原則として、処分のあつたことを知つた日から六箇月と定められた。なお、この出訴期間の制限と関連して、原告が被告をすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係属中いつでも被告を変更することができることとした。これは従來の行政裁判の經驗に徴しますと、原告が被告とすべき行政廳を誤つたために、回復することのできない不利益を受ける事例が往々ありましたので、かような事態を避けようとする趣旨に出たものであります。

第四は、違法な行政処分の取消または変更を求める訴に併合し得る訴の種類を定めたこととあります。この訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求にかかる訴に限り、これを併合することができるものとし、これによつて、当該行政処分に関連する紛争を一挙に講決することにも、他面、廣く訴の併合を認めることにより、行政事件そのものの裁判が遅延することを避けようとするものであります。

一第五は、行政処分は、出訴によつてその執行を停止されないことを明らかにし、併せてこれに對應して必要な規定を設けたこととあります。出訴が行政処分の執行を停止する効力を有しないことは、事柄の性質上明らかであるところと存しますが、これを貫きますと、せつかく勝訴した者のため、は

なはだ酷にすぎる結果となることがありますので、裁判所は、処分の執行により生ずべき償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、事件の終局的解決に至るまで、一時行政処分の執行の停止を命じ得ることとした。しかしながら、行政処分の停止が、公共の福祉に重大なる影響を及ぼすおそれのあるとき、及び内閣總理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないこととした。以上して、國家公共の利益の保護に遺憾なきを期しました。

最後に第六は、行政処分の取消または変更を求める訴の提起があつた場合において、請求の理由があるときでも、裁判所は、請求棄却の判決をし得ることとしたこととあります。すなわち裁判所が一切の事情を考慮し、行政処分を取消または変更することが、かえつて公共の福祉に適合しないと認めるときは、原告の請求を棄却することができることとし、公共の福祉の確保をはかつたのであります。

そのほか、行政事件の特殊性に鑑みまして、裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、訴訟の結果について利害關係のある行政廳その他の第三者を訴訟に参加させることができるものとし、また、公共の福祉を維持するたため必要と認めるときは、職権で証拠調べをし得る途を開くとともに、確定判決は、その事件について關係行政廳を拘束するものと定めて、裁判の実効性を確保いたしております。

以上を以て、ただいま議題となりました行政事件訴訟特例法案の主要の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことをお願い申し上げます。

申し上げます。
○井伊委員長代理 これら兩案につきましては、本日は説明は止めます。
午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩
(休憩後は開会に至らなかつた)